

# 身体的拘束等の適正化のための指針

老人保健施設かみつが  
在宅介護支援センターかみつが  
鹿沼中央地域包括支援センター

## 1. 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない介護を実践することとする。

### (1) 身体拘束禁止の条文

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

### (2) 身体拘束に該当する具体的な行為

- ア. 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢を紐で縛る。
- イ. 転落しないように、ベッドで体幹や四肢を紐で縛る。
- ウ. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- エ. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- オ. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を搔きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- カ. 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帶や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- キ. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ク. 脱衣やオムツ外しを制限する為に、ベッドなどで体幹や四肢を紐等で縛る。
- ケ. 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどで体幹や四肢を紐等で縛る。
- コ. 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
- サ. 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

### (3) 日常の介護における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことを取り組む。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する。
- ②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げない。
- ③利用者の思いを汲み取り利用者の意向に沿ったサービスを提供し多職種協働で個々に応じた丁寧な適応に努める。
- ④利用者の安全を確保する観点から利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。やむを得ず安全確保を優先する場合は委員会において検討する。

⑤「緊急・やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう援助する。

(4) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行わなければならない介護を提供するのが原則である。しかしながら、以下の3つの要素をすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(5) 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していく為、サービス契約時の当施設等の方針を説明する。当施設等は利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、ケアの方向性を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努める。

## 2. 身体拘束適正化に向けた委員会その他の施設内の組織に関する事項

(1) 身体的拘束等の適正化などについて検討するとともに、虐待防止と一体的に取り組む「権利擁護・身体拘束廃止委員会」を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について全職員に周知徹底を図る。

(2) 権利擁護・身体拘束廃止委員会の構成員

老健職員：施設長（医師）、総合ケア部長、理学療法士または作業療法士、支援相談員、施設ケアマネジャー、通所課、入所課等  
在宅介護支援センター職員、鹿沼中央地域包括支援センター職員、より選出。

(3) 権利擁護・身体拘束廃止委員会の開催

月1回及び、その他必要な都度開催する。

(4) 権利擁護・身体拘束廃止委員会の役割

- ・身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への研修

## 3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わる職員に対して、身体拘束と人権を尊重したケアの知識の普及や意識向上を図る為、指針に基づいた以下の研修を実施する。

(1) 定期的な研修の実施（年2回）

(2) その他必要な教育・研修の実施

### (3) 新任職員の研修実施

## 4. 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

緊急・やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会にて身体拘束解除に向けた取り組み、改善の検討を早急に行い実施に努める。

## 5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

### (1) 緊急委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の障害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性に3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討し身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し、本人・家族に対する説明書・同意書を作成する。

また、廃止に向けた取り組みや改善の検討を担当職員と行い、委員会にて報告する。

### (2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等に対し身体拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し同意を得たうえで実施し、身体拘束に対する同意書を送付する。

### (3) 記録と再検討

身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法を逐時検討する。その記録は2年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

### (4) 拘束の解除

(2) の規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性が無くなった場合は速やかに身体拘束を解除する。その場合は、契約者・家族に報告する。

## 6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

本指針は、全ての職員が閲覧を可能とするほか、入所者やご家族が閲覧できるように施設での掲示および施設ホームページへ掲載する。

## 7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしない人権を尊重したサービスを提供するためには、サービス提供に関わる職員のすべてが身体拘束等の禁止に対する共通認識を持ち、拘束をなくす取り組みをしなければならない。

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

令和5年2月1日から前条の一部を改訂する。

令和5年9月1日から「6. 入所者等による指針の閲覧」を追加改訂する。

令和6年11月1日 一部を改定する。